

ご利用者・ご家族・事業所 各位

井原市やすらぎセンター

台風等の異常気象時におけるデイサービス臨時休業の判断基準について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、やすらぎセンターでは、台風、大雨、大雪等による異常気象及び地震による災害発生が予想される場合『臨時休業の判断基準』を作成しましたのでお知らせします。

この判断基準は、ご利用者様の安全確保を目的としておりますので、ご理解とご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 臨時休業・サービス提供時間短縮の判断基準

〔ご利用前日〕

災害発生が予想される場合は、事前連絡の上で臨時休業となります。

〔ご利用当日〕

午前7時時点で井原地域に警戒レベル3が発令された出た場合、臨時休業とします。

〔ご利用中〕

お送りする時間となる前に警戒レベル3が発令された場合、ご連絡の上サービス提供を中断、または短縮し、お送りする場合があります。

2. 対象となる警報等の種類

- ・レベル3以上：暴風警報・洪水警報・氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報
- ・その他：大雪警報・暴風雪・地震警報

3. その他（予測や災害時の対応）

- ・予測される場合：気象警報等の発令がなくても、異常気象や地震による災害の発生が予測される場合は、安全確保のためご家族等の判断でデイサービスのご利用を控えてください。
- ・大きな災害が発生した場合：万が一、大きな災害が発生した場合は、デイサービスの利用を一時停止とさせていただく場合があります。